



市 章

大津市公報

令 和 6 年 3 月 31 日
号 外 （第 25 号）発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目 次

○ 規 則

- 15 大津市幼保連携型認定こども園の学校医等の公務災害補償に関する条例施行規則…………… 1
- 16 大津市職員被服等貸与規則の一部を改正する規則……………31
- 17 大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………31
- 18 大津市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則……………32
- 19 大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則
の一部を改正する規則……………32

○ 訓 令

- 1 大津市職員の条件付採用期間評価に関する規程の一部改正……………33

規 則

大津市幼保連携型認定こども園の学校医等の公務災害補償に関する条例施行規則を公布する。

令和6年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第15号

大津市幼保連携型認定こども園の学校医等の公務災害補償に関する条例施行規則
（趣旨）

第1条 この規則は、大津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（災害の報告）

第2条 幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）の園長は、当該認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）について、公務に基づくと認められる災害が発生した場合は、速やかに次に掲げる事項を記載した書面により市長に報告しなければならない。

- (1) 災害を受けた学校医等の氏名及び年齢並びに所属する認定こども園の名称
- (2) 補償を受けるべき者の氏名及び住所並びに災害を受けた学校医等との続柄又は関係
- (3) 傷病名、傷病の部位及びその程度
- (4) 災害発生 の 場所及び日時並びに状況及び原因
- (5) 医師の意見、定期健康診断の記録、剖検記録等公務上のものであるかどうかを認定するために参考となる事項
- (6) 公務上と認める理由
- (7) 履歴書

（認定及び通知）

第3条 市長は、前条の報告を受けたときは、その災害が公務上のものであるかどうかの認定を行い、公務上のものであると認定したときは、速やかに補償を受けるべき者に書面で公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第3条に規定する補償を受ける権利を有する旨を通知するものとする。

（補償請求の方法）

第4条 前条の通知を受けた者であって、補償を受けようとするものは、補償請求書を学校医等の所属する認定こども園の園長を経由して市長に提出しなければならない。ただし、指定医療機関において療養を受ける場合の療養補償については、この限りでない。

第5条 前条の規定による補償請求書は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 大津市幼保連携型認定こども園の学校医等療養補償請求書（様式第1号）
- (2) 大津市幼保連携型認定こども園の学校医等休業補償請求書（様式第2号）
- (3) 大津市幼保連携型認定こども園の学校医等障害補償年金（一時金）請求書（様式第3号）

- (4) 大津市幼保連携型認定こども園の学校医等障害補償変更請求書（様式第4号）
- (5) 大津市幼保連携型認定こども園の学校医等遺族補償年金請求書（様式第5号）
- (6) 大津市幼保連携型認定こども園の学校医等遺族補償一時金請求書（様式第6号）
- (7) 大津市幼保連携型認定こども園の学校医等葬祭補償請求書（様式第7号）

第6条 前条第5号又は第6号の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 学校医等の死亡診断書、死体検案書、検死調査書その他学校医等の死亡を証明することのできる書類又はその写し
- (2) 遺族補償年金又は遺族補償一時金を受けるべき者の氏名、本籍及び学校医等との続柄又は関係について市町村長の発行する証明書（戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍の謄本若しくは抄本をもってこれに代えることができる。）
- (3) 遺族補償年金及び遺族補償一時金を受けるべき者が婚姻の届出はしないが、学校医等の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類
- (4) 遺族補償年金を受けるべき者が、学校医等の死亡の当時、その収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類
- (5) 遺族補償年金を受けるべき者が、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号。以下「政令」という。）第8条第1項第4号に規定する状態にあるときは、これを証明することのできる書類
- (6) 遺族補償年金を受けるべき者が配偶者以外の者であるときは、政令第8条第3項に規定する先順位者のないことを証明することのできる書類
- (7) 遺族補償一時金を受けるべき者が政令第13条第1項第2号又は第3号の規定に該当する者であるときは、学校医等の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類
- (8) 遺族補償一時金を受けるべき者が配偶者以外の者であるときは、政令第13条第2項に規定する先順位者のないことを明らかにすることができる書類
- (9) 遺族補償一時金を受けるべき者が政令第13条第3項に規定する特に指定された者であるときは、これを証明することのできる書類
（遺族補償年金の請求の代表者）

第7条 遺族補償年金を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、これらの者はそのうちの1人を遺族補償年金の請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。ただし、世帯を異にする等やむを得ない事情のため代表者を選任することができないときは、この限りでない。

- 2 遺族補償年金を受ける権利を有する者は、前項の規定により代表者を選任し、又はその代表者を解任したときは、当該代表者を選任し、又は解任したことを証明することのできる書類を添付して、速やかに書面でその旨を市長に届け出なければならない。
（補償の支給方法）

第8条 市長は、補償請求書を受理した場合は、これを審査し、補償金額の決定を行い、請求者に書面でその支給に関する通知をするとともに速やかに補償を行わなければならない。

第9条 市長は、療養補償として支給する費用及び休業補償については、毎月1回支給するものとする。
（所在不明による支給停止の申請等）

第10条 政令第11条第1項の規定による遺族補償年金の支給の停止を申請する者は、大津市幼保連携型認定こども園の学校医等遺族補償年金支給停止申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

- 2 政令第11条第2項の規定による遺族補償年金の支給停止の解除を申請する者は、大津市幼保連携型認定こども園の学校医等遺族補償年金支給停止解除申請書（様式第9号）に年金証書を添付して市長に提出しなければならない。
（年金証書）

第11条 市長は、年金たる補償の支給に関する通知をするときは、当該補償を受けるべき者に対し、年金証書（様式第10号）を交付しなければならない。

- 2 市長は、既に交付した年金証書の記載事項を変更する必要があるときは、当該証書と引換えに新たな証書を交付しなければならない。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、年金証書の提出又は提示を求めることができる。

第12条 年金証書の交付を受けた者は、その証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、再交付の請求書に当該亡失の理由を明らかにすることができる書類又は当該損傷した証書を添えて、証書の再交付を市長に請求することができる。

- 2 年金証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した年金証書を発見したときは、速やかにこれを市長に返納しなければならない。

第13条 年金たる補償を受ける権利を喪失した者又はその遺族は、速やかに当該権利の喪失に係る年金証書を市長に返納しなければならない。

(認定こども園の園長の助力)

第14条 補償を受けることができる者が、事故その他の理由により、補償の請求に必要な手続を行うことが困難であるときは、学校医等の所属する認定こども園の園長は、これに助力しなければならない。

2 学校医等の所属する認定こども園の園長は、補償を受けるべき者の要求に応じ、速やかに必要な証明をしなければならない。

(記録簿)

第15条 市長は、大津市幼保連携型認定こども園の学校医等災害補償記録簿(様式第11号)及び大津市幼保連携型認定こども園の学校医等年金記録簿(様式第12号)を備え、補償を行った場合その他必要がある場合に所要事項を記入するものとする。

(定期報告)

第16条 年金たる補償を受ける者は、毎年1回2月1日から同月末日までの間に、大津市幼保連携型認定こども園の学校医等障害現状報告書(様式第13号)又は大津市幼保連携型認定こども園の学校医等遺族の現状報告書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。

(届出)

第17条 年金たる補償を受ける者は、次に掲げる場合において、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更した場合

(2) 改印した場合

(3) 障害補償年金を受ける者については、その障害の程度に変更があった場合

(4) 遺族補償年金を受ける者にあつては、次に掲げる場合

ア 政令第10条第1項(同項第1号を除く。)の規定により、その者の遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合

イ その者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の数に増減を生じた場合

2 補償を受ける権利を有する者が死亡した場合は、その者の遺族は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

3 前2項の届出をする場合は、年金証書及びその事実を証明することができる書類その他の資料を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

（表）

大津市幼保連携型認定こども園の学校医等療養補償請求書

		請求回数 第 回	
(宛先) 大津市長 下記の療養補償を請求します。	請求年月日 年 月 日		
	請求者住所 氏 名 (印)		
補償費用の受領委任 この請求書による療養補償の費用の受領を 氏 名 に委任します。 (印)			
委任に基づく支払請求 上記の委任に基づき、この請求書による療養補償の支払を請求します。 支払請求者の住所 氏 名 (印)			
1 所属認定こども園		2 職名	
3 氏名 年 月 日生		4 負傷又は発病年月日 年 月 日	
5 診 療 費	内訳は「医師の証明」欄記載のとおり		円
6 看 護 料	年 月 日から 年 月 日まで	看 護 師 の 資 格 日間 □有 □無	円
	7 移 送 費 交通費 □片道 □往復 から まで キロメートル その他の移送費		
8 上記以外の療養費			円
9 療養補償請求金額 (5 + 6 + 7 + 8)			円
10 添付する書類 その他の資料名			

※ 受理年月日 年 月 日	※ 決定年月日 年 月 日	※ 支払年月日 年 月 日
------------------	------------------	------------------

注意事項

- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「補償費用の受領委任」の欄は、診療に当たった医師又は医療機関に補償費用の受領を委任しようとする場合のみ記載し、その他の場合には記入しないこと。
- 3 「6 看護料」及び「7 移送費」については、費用の領収書及び明細書を添付すること。
- 4 「8 上記以外の療養費」の欄には、入院料に食事代を含まない場合の食事料及び療養に必要な治療材料等の名称、数量及び費用を記入し、その領収書及び明細書を添付すること。
- 5 「※11 医師の証明」の欄には、その記入に代えて、同様事項を記載した医師、歯科医師又は柔道整復師の証明書を添付してもよい。

(裏)

※11 医師の証明

傷病名	診療費の内訳			1点単価	円
	項 目 内 訳 と 記 入 欄			金 額	
	診 療	初	診		円
		再	診		円
		往	診		円
療 養 指 導			円		
傷病の経過	投 薬	内 用	普 通 薬	薬名及び使用量	円
			特 殊 薬		円
		外用	種類		円
	注 射	種 類		回数等	円
	処 置	処置名		回数等	円
	手 術	手術名		回数等 施行年月日 年 月 日	円
	検 査	検査名		回数等	円
	レ ン ト ゲ ン	透 視 診 断	フィルムの大きさ、枚数等	円	
		写 真 診 断		円	
		撮 影		円	
	現在の状態 年 月 日 ☐ 治癒 ☐ 死亡 ☐ 中止 ☐ 継続中 ☐ 転医	療 理 学	療法名	回数等	円
そ の 他				円	
診療期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間 診療日数 日	入 院	入 院 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	円	
		看 護			
		給 食			
		寝 具 そ の 他			
	診療費の合計				円
上記の事項は、事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 病院又は診療所の 所在地 名 称 医師氏名 印					

様式第2号 (第5条関係)

大津市幼保連携型認定こども園の学校医等休業補償請求書

		請求回数 第 回	
(宛先) 大津市長 下記の休業補償を請求します。		請求年月日 年 月 日	
		請求者住所 氏 名 (印)	
1 所属認定こども園		2 職名	
3 氏名 年 月 日生		4 負傷又は発病年月日 年 月 日	
5 請求日数 年 月 日から 年 月 日まで のうち 日間 < 全部休業日数 日 一部休業日数 日			
6 一部休業した日に支払われた給与等の総額 円			
※7 所属 園長の 証明	5及び6については、上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 所属園長 (印)		
8 休業補 償請求金 額の計算	ア 全部休業日数のみの場合	補償基礎額 × 請求日数 × $\frac{60}{100}$ = 円	
	イ 一部休業日数のある場合	補償基礎額 請求日数 一部休業した日に支払われた給与等の総額 (× -) × $\frac{60}{100}$ = 円	
9 休業補償請求金額 (ア+イ)		円	
※10 医師の証明	傷病名及び経過 現在の状態 年 月 日 請求日数のうち療養のため勤務することができなかったと認められる日数 ☐ 治癒 ☐ 死亡 ☐ 中止 年 月 日から 年 月 日まで > のうち 日 ☐ 継続中 ☐ 転医 勤務することができなかったと認められる理由 上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 医療機関の (所在地 名称 医師氏名) (印)		
11 添付する書類その他の資料名			

※ 受理年月日 年 月 日	※ 決定年月日 年 月 日	※ 支払年月日 年 月 日
---------------	---------------	---------------

注意事項

- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。また、該当する□レ印を記入すること。
- 2 「5 請求日数」の欄中、全部休業日数の項目には正規の勤務時間、給与等を全く受けなかった日の日数を、一部休業日数の項目には正規の勤務時間の一部を休業したため受けた給与等の額が補償基礎額以下であった日の日数を記入すること。
- 3 「※10 医師の証明」の欄は、入院中の場合のように、既に療養補償請求書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときには、この請求書において重ねて医師の証明を求めて記載する必要はない。
- 4 この請求書には履歴書又はその写しを、また、扶養親族がある場合にはこれを証明することができる書類を添付すること。

様式第3号(第5条関係)

(表)

大津市幼保連携型認定こども園の学校医等障害補償年金(一時金)請求書

(宛先) 大津市長 下記のとおり障害補償を請求します。	請求年月日 年 月 日
	請求者の住所 氏 名 ㊞
1 所属認定こども園	2 職名
3 氏名 年 月 日生	4 負傷又は発病年月日 年 月 日
	5 治癒年月日 年 月 日
6 障害の部位及びその程度	
7 既存障害とその程度	
8 障 害 等 級	第 級 号
9 障 害 補 償 請 求 金 額	☐ 年 金 補償基礎額 × 日 数 = 円 ☐ 一時金
10 厚生年金保険法等の適用	☐ の被保険者である。 ☐ 被保険者でない。
11 添付する書類その他の資料名	

※ 受理年月日 年 月 日	※ 決定年月日 年 月 日	※ 支払年月日 年 月 日
------------------	------------------	------------------

補償基礎額の算定

(裏)

注意事項

- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「6 障害の部位及びその程度」の欄の記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入すること。
- 3 「7 既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合に記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当等級を明記すること。
- 4 「10 厚生年金保険法等の適用」の欄は、障害補償年金を受けようとする者が記入するものであり、請求者が厚生年金保険法又は国民年金法の適用を受ける者であるときは、「□ の被保険者である。」にその適用を受ける法令の名称を記入すること。なお、この請求書を提出するときに、請求する障害補償年金と同一の事由によって厚生年金保険法の障害厚生年金若しくは国民年金法の障害基礎年金又は旧厚生年金保険法の障害年金若しくは旧国民年金法の障害年金（障害福祉年金を除く。）の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所等を記載した書面を添付すること。
- 5 この請求書には、履歴書、扶養親族がある場合にはこれを証明する書類、治癒の時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書、X線写真、その他の書類及び資料を添付すること。

大津市幼保連携型認定こども園の学校医等障害補償変更請求書

(宛先) 大津市長 下記のとおり障害補償の変更を請求します。		請求年月日		年	月	日
		請求者の年金証書の番号		第	号	
		住 所				
		氏 名		印		
1 現在受けている障害補償年金の障害等級		第 級				
2 現在受けている障害補償年金の支給が開始された年月日		年 月 日				
3 障害の程度に変更があつた年月日		年 月 日				
4 障害の部位及びその程度						
5 変更後の障害補償年金請求金額	年 金	補償基礎額 × 日 数 = 円				
	一 時 金	補償基礎額 × 日 数 = 円				
6 添付する書類その他の資料名						

※ 受理年月日 年 月 日	※ 決定年月日 年 月 日	※ 支出開始年月 年 月
------------------	------------------	-----------------

3 この請求書には、障害の程度に変更があった時期の決定及び変更後の障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類並びに資料を添付すること。

様式第5号 (第5条関係)

(表)

大津市幼保連携型認定こども園の学校医等遺族補償年金請求書

(宛先) 大津市長 下記の遺族補償年金を請求します。		請求年月日 年 月 日			
		請求者(代表者)の住所 氏 名 ⑩ 学校医等との続柄			
1 死亡学校医等に関する事項	所属認定こども園	職名			
	氏名 年 月 日生	死亡年月日 年 月 日			
	厚生年金保険法等の適用 ☐ の被保険者であった。 ☐ 被保険者でなかった。				
	死亡の原因				
※2 所属園長の証明	上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 所属園長 ⑩				
3 請求の事由	☐ 学校医等の死亡 ☐ 先順位者の失権 ☐ 胎児であった子の出生 ☐ 先順位者の所在不明				
4 請求者及び遺族補償年金を受けることができる遺族	氏 名	生 年 月 日	住 所	死亡学校医等との続柄	備 考
5 既に遺族補償年金を受けている者	氏 名	生 年 月 日	住 所	死亡学校医等との続柄	備 考
6 遺族補償年金請求年額の計算	補償基礎額 $\times 365 \times \left(\frac{25}{100} + \frac{5}{100} \times \left(\frac{\text{算定の基礎となる遺族の数。ただし、5人まで}}{\text{請求者の数}} \right) \right) = \text{円}$				
7 遺族補償年金請求年額	請求者が1人の場合又は代表者を選任しない場合				
	代表者を選任した場合		6の請求年額 $\times$ 請求者の数 $=$ 円		
8 添付する書類その他の資料名					
※ 受理年月日 年 月 日		※ 決定年月日 年 月 日		※ 支給開始年月 年 月	

(裏)

補償基礎額の算定

注意事項

- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「1 死亡学校医等に関する事項」の欄中「厚生年金保険法等の適用」の項には、死亡学校医等が厚生年金保険法又は国民年金法の適用を受ける者であるときは「□ の被保険者であった。」にその適用を受ける法律の名称を記入すること。なお、この請求書を提出するときに、既に当該遺族補償年金と同一の事由によって厚生年金保険法の遺族年金若しくは国民年金法の遺族基礎年金若しくは寡婦年金又は旧厚生年金保険法の遺族年金若しくは旧国民年金法の母子年金（母子福祉年金を除く。）、準母子年金（準母子福祉年金を除く。）遺児年金若しくは寡婦年金を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所等を記載した書類を添付すること。
- 3 「4 請求者及び遺族補償年金を受けることができる遺族」の欄の備考には、その者が請求者であるときは㊦、その者が代表者であるときは㊧、その者が障害等級第7級以上の身体障害に該当する状態にあるときは㊨、又はその者が請求者と生計を同じくしているときは㊩と明記すること。
- 4 「5 既に遺族補償年金を受けている者」の欄は、この記載の事由が学校医等の死亡以外の場合に記入すること。
- 5 この請求書には、規則第6条に定めるもののほか、履歴書又はその写し、及び扶養親族がある場合には、これを証明することができる書類を添付すること。

様式第6号 (第5条関係)

大津市幼保連携型認定こども園の学校医等遺族補償一時金請求書

(宛先) 大津市長 下記の遺族補償一時金を請求します。		請求年月日 年 月 日				
		請求者の住所 氏 名 ⑩ 学校医等の続柄又は関係				
1 死亡 学校医 等に関 する事 項	所属認定こども園		職名			
	氏名 年 月 日生		死亡年月日 年 月 日			
	死亡の原因					
※2 所 属園 長の 証明	上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 所属園長 ⑩					
3 遺 族 補 償 一 時 金 請 求 額 の 計 算	受給権者の 氏名	生年月日	死亡学校医 等との続柄 又は関係	補償基礎額 日数 支給された年金額の総計 (× -) × $\frac{1}{\text{受給権者の数}}$ = 円		
	遺族補 償年金 が支給 されて いた場 合	年金の受給権者であった者 の氏名		年金証書の番号	支給された年金額の合計	
					円	
			円			
				円		
総 計				円		
4 遺族補償一時金請求額			円			
5 添付する書類その他の資料名						

※ 受理年月日 年 月 日	※ 決定年月日 年 月 日	※ 支給開始年月日 年 月 日
------------------	------------------	--------------------

補償基礎額の算定

注意事項

- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「3 遺族補償一時金請求額の計算」の欄の「受給権者の氏名」の項には、全ての受給権者について記入すること。
- 3 「3 遺族補償一時金請求額の計算」の欄の「遺族補償年金が支給されていた場合」の項は、この請求書の提出前に当該補償の事由となった学校医等の死亡に係る遺族補償年金の支給が行われていた場合に記入すること。
- 4 この請求書には、規則第6条に定めるもののほか、履歴書又はその写し及び扶養親族がある場合にはこれを証明することができる書類を添付すること。

様式第7号（第5条関係）

大津市幼保連携型認定こども園の学校医等葬祭補償請求書

(宛先) 大津市長 下記葬祭補償を請求します。		請求年月日	年	月	日
		請求者の住所 氏 名 学校医等との続柄又は関係			
1 死亡 学校医等に関する事項	所属認定こども園	職 名			
	氏 名	年	月	日生	死亡年月日
	死亡の原因				
※ 2 所属園長の証明	上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 所属園長				
3 葬 祭 補 償 請 求 金 額		補償基礎額 ×60＝ 円			
4 添付する書類その他の資料名					

※ 受理年月日 年 月 日	※ 決定年月日 年 月 日	※ 支給開始年月日 年 月 日
------------------	------------------	--------------------

補償基礎額の算定

注意事項

- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。
- 2 この請求書には、葬祭を行った事実を認めることのできる書類、履歴書又はその写し及び扶養親族がある場合には、これを証明することができる書類を添付すること。

様式第8号 (第10条関係)

大津市幼保連携型認定こども園の学校医等遺族補償年金支給停止申請書

(宛先) 大津市長 下記の所在不明者に係る遺族補償年金の支給停止 を申請します。		申請年月日 年 月 日			
		住 所			
		氏 名			
		生年月日 年 月 日			
		所在不明者との続柄			
1	年 金 証 書 の 番 号	年 月 日			
所 在 不 明 者	氏 名				
	最 後 の 住 所				
	所在不明となった年月日				
	所 在 不 明 の 事 由				
2	氏 名	住 所	年 金 証 書 の 番 号	所在不明者との続柄	
申 請 者 の 同 順 位 者					
3	添付する書類その他の資料名				
※ 受理年月日 年 月 日		※ 決定年月日 年 月 日		※ 決定内容 年 月から停止	

注意事項

- 1 申請者は、※印の欄には記入しないこと。
- 2 「1 所在不明者」の年金証書の番号欄は、その番号が不明のときは記入する必要はない。
- 3 この申請書には、所在不明者の所在が1年以上明らかでないことを証明する書類を添付すること。
- 4 「2 申請者の同順位者」の欄には、所在不明の同順位者があるときはその同順位者について、同順位者がいないときはその次順位者である同順位者について記入し、後者の場合は、同欄中の「年金証書の番号」の項の記入を要しない。

様式第9号（第10条関係）

大津市幼保連携型認定こども園の学校医等遺族補償年金支給停止解除申請書

(宛先) 大津市長 下記のとおり遺族補償年金の支給停止の解除を申請します。	申請年月日	年	月	日
	申請者の			
	年金証書の番号	第		号
	住 所			
	氏 名			
	生年月日	年	月	日
支給停止となった年月	年 月			

※ 受理年月日	※ 決定年月日	※ 決定内容
年 月 日	年 月 日	年 月から解除

注意事項

- 1 申請者は、※印の欄は記入しないこと。
- 2 この申請書を提出するときには、併せて年金証書を提出すること。

様式第10号（第11条関係）

（表）
年金証書

- 5 この証書を亡失し、又は損傷したときは、再交付を大津市長に請求してください。また、証書の記載事項に変更を生じた場合は、この証書と引換えに新しい証書を交付しますから必ず届け出てください。
- 6 あらかじめ大津市長からその必要がないと通知された場合を除き、毎年2月1日から同月末日までの間に、大津市長に対し、障害の現状に関する報告書を提出してください。
- 7 この年金を受ける権利を失った場合は、この証書を大津市長に返納してください。年金を受ける権利を失う場合は、次のいずれかに該当した場合です。
- (1) 障害補償年金の場合
- ア 受給権者が死亡した場合
- イ 政令別表第三の障害の等級の第7級以上に該当しなくなった場合
- (2) 遺族補償年金の場合
- ア 受給権者が死亡した場合
- イ 受給権者が婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をした場合
- ウ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となった場合
- エ 離縁によって死亡した学校医等との親族関係が終了した場合
- オ 受給権者が死亡した学校医等の子、孫又は兄弟姉妹であるときは、その者が18歳に達した場合（その者が学校医等の死亡の時から引き続き政令別表第三に定める第7級以上の身体障害に該当する状態にある場合を除く。）
- カ 政令別表第三に定める第7級以上の身体障害に該当する状態にあることにより受給権者となっている者がその状態でなくなった場合

第 _____

大津市幼保連携型認定こども園の学校医等

年 金 証 書

大津市

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証書は、大津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例によって障害補償年金又は遺族補償年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですので、大切に保管してください。
- 2 この補償は、毎年3月、6月、9月及び12月に、それぞれの前月分までの分を支払います。
- 3 次の場合に該当することとなったときは、速やかにその事実を証明する書類を添えてその旨を市長に届け出てください。
 - (1) 氏名又は住所を変更した場合
 - (2) 改印した場合
 - (3) この年金と同一の事由によって厚生年金保険法の障害厚生年金若しくは遺族年金若しくは国民年金法の障害基礎年金、遺族基礎年金若しくは寡婦年金又は旧厚生年金保険法の障害年金若しくは遺族年金若しくは旧国民年金保険法の障害年金（障害福祉年金を除く。）、母子年金（母子福祉年金を除く。）、準母子年金（準母子福祉年金を除く。）、遺児年金若しくは寡婦年金の支給を受けることとなった場合、その額が変更された場合又はその支給を受けられなくなった場合
 - (4) 障害補償年金においては、その障害等級に変更があった場合
 - (5) 遺族補償年金においては、その算定の基礎となる遺族の数に増減を生じた場合
- 4 この補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供することはできません。また、差押えを受けることもありません。

受給権者の住所 _____

氏名 _____

_____ 年 _____ 月 _____ 日生

補 償 の 種 類 _____

支給開始年月 _____ 年 _____ 月

大津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定により上記のとおり支給します。

大津市長 _____ 印

様式第11号（第16条関係）

大津市幼保連携型認定こども園の学校医等災害補償記録簿

被災学校医等 1氏名 生年月日	☐ 男 ☐ 女 年 月 日生	6傷病名		13 遺族補償	☐ 遺族補償年金 ☐ 遺族補償一時金		
2住 所		7 負傷発病年月日	年 月 日		☐ 年金額 ☐ 一時金額 円		
		8 治癒年月日	年 月 日		年 月 日 支払		
3所 属 認 定 園 こ ども		9 死 亡 年 月 日	年 月 日		受給権者	氏 名	死亡学校医等との続柄又は関係
4職 名		10 補 償 基 礎 額	金額 円				
5 災害発生の状況とその原因		11 故意の犯罪行為等 による制限の有無 及び制限期間	☐ 有 ☐ 無	14 葬祭補償	金 額 円		
			年 月 日 ☐ 休業補償 ☐ 障害補償		年 月 日 支払		
		12 障害補償	☐ 障害補償年金 ☐ 障害補償一時金		15 第三者の加害 行為	葬祭を行った者の氏名及び死亡学校 医 等 と の 続 柄 又 は 関 係	
			等級 第 級 号 ☐ 準用 ☐ 併合繰上げ ☐ 加重			加害者の氏名	
			☐ 年 金 額 円 ☐ 一時金額		16 備考	住 所	
			年 月 日 支払				

2 号 紙

1 療 養 補 償			2 休 業 補 償		
支 払 年 月 日	療 養 期 間	金 額	支 払 年 月 日	療 養 期 間	金 額
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
累 計			累 計		

記入要領

Ⅰ 災害補償記録簿

- 1 この記録簿は、学校医等の災害が公務上のものであると認定された場合に作成し、補償が完結するまで順次必要事項を記入するものとする。
- 2 「5 災害発生の状況とその原因」の欄は、具体的に記入すること。
- 3 「6 傷病名」の欄には、災害発生当時の傷病名及び傷病部位並びに当該傷病に起因して二次的に発生した公務上の傷病がある場合には、その傷病名及び傷病部位を記入すること。
- 4 「10 補償基礎額」の欄には、最初に決定した補償基礎額とその決定年月日を記入すること。
- 5 「11 故意の犯罪行為による制限の有無及び制限行為」の欄には故意の犯罪行為又は重大な過失の有無について該当する□にレ印を記入し、制限を受ける補償の種類については該当する□にレ印を記入すること。
- 6 「12 障害補償」の欄には、次のように記入すること。
 - (1) 補償の種類については、該当する□印にレ印を記入すること。
 - (2) 等級については、政令別表第三の等級及び同表の身体障害欄に規定する番号を記入し、等級が政令第5条第5項により決定された場合には「準用」の□に、等級が同条第3項により決定された場合には「併合繰上げ」の□に、同条第6項により障害補償を行った場合には「加重」の□にレ印を記入すること。
 - (3) 金額については、年金の場合は「年金額」の□にレ印を記入し、その年額を記入し、一時金の場合は「一時金額」の□にレ印を記入し、その金額を記入すること。
 - (4) 支給決定又は支払の年月日については、年金の場合は支給を決定した年月日を、一時金の場合は支出を決定した年月日を記入すること。なお、「13 遺族補償」の欄中の支給決定又は支払の年月日の記入についても、同様とすること。
- 7 「14 葬祭補償」の欄中の支払年月日については、支出を決定した年月日を記入すること。
- 8 「15 第三者加害行為」の欄には、第三者の加害行為によって災害が発生した場合における加害者の氏名、住所のほか、求償額、示談額等、必要事項を記入すること。

Ⅱ 2号紙

「1 療養補償」及び「2 休業補償」の欄の「支払年月日」については、支出を決定した年月日を記入すること。また、「2 休業補償」の欄の「補償基礎額」については、補償基礎額の改定の行われる都度、その額を記入すること。

様式第12号 (第16条関係)

大津市幼保連携型認定こども園の学校医等年金記録簿

障害補償年金

災害補償記録簿の番号			
1 年金証書の番号	第 号		
2 受給権者の氏名			
4 障 害 等 級	第 級 (年 月 日決定)		8 故意の犯罪行為等による制限の有無及び制限期間
	第 級 (年 月 日決定)		
	第 級 (年 月 日決定)		☐ 有 ☐ 無
		年 月から 年 月まで	
5 支給開始年月		年 月	
6 障害の部位及びその程度		9 厚生年金保険法等の受給関係	
		当該傷病に関して支給されている年金の種類	
		支給されている年金の年額	
		円	
		支給されることとなった年月	
		年 月	
		年金証書の記号番号	
		所轄年金事務所等	
7 障害補償年金の年額	年 月から	補償基礎額日数 円 × =	年 月から
	年 月から	× =	年 月から
	年 月から	× =	年 月から
	年 月から	× =	年 月から
	年 月から	× =	年 月から
		10 備考	

遺族補償年金

災害補償記録簿の番号									
1 遺族補償年金受給資格者	氏 名	生 年 月 日	住 所	死亡学校医等との続 柄	受給権者となつた年月日	そ の 事 由	年金証書の番 号	備 考	
2 厚生年金保険法等の受給関係	当 該 死 亡 に 関 して 支 給 され て い る 年 金 の 種 類		支 給 され て い る 年 金 の 額		3 遺族補償年金の年額	年 月 から	補償基礎額日数 × 率 = 円	年 月 から	補償基礎額日数 × 率 = 円
			円			年 月 から	× =	年 月 から	× =
	☐ 厚生年金保険法の遺族厚生年金		支給されることとなった年月			年 月 から	× =	年 月 から	× =
	☐ 国民年金法の遺族基礎年金		年 月			年 月 から	× =	年 月 から	× =
	☐ 国民年金法の寡婦年金		年 金 証 書 の 記 号 番 号			年 月 から	× =	年 月 から	× =
	☐ 旧厚生年金保険法の遺族年金					年 月 から	× =	年 月 から	× =
	旧国民年金法の		所 轄 年 金 事 務 所 等			年 月 から	× =	年 月 から	× =
	☐ 母子年金 ☐ 準母子年金 (母子福祉年金を除く。) (準母子福祉年金を除く。)								
☐ 遺児年金 ☐ 寡婦年金									

2 号 紙

支 給 に 係 る 月	受 給 権 者 氏 名	支 払 年 月 日	支 払 金 額	備 考
年 月～ 年 月分		年 月 日	円	
年 月～ 年 月分		年 月 日	円	
年 月～ 年 月分		年 月 日	円	
年 月～ 年 月分		年 月 日	円	
年 月～ 年 月分		年 月 日	円	
年 月～ 年 月分		年 月 日	円	
年 月～ 年 月分		年 月 日	円	
年 月～ 年 月分		年 月 日	円	
年 月～ 年 月分		年 月 日	円	
年 月～ 年 月分		年 月 日	円	
年 月～ 年 月分		年 月 日	円	
年 月～ 年 月分		年 月 日	円	
年 月～ 年 月分		年 月 日	円	
年 月～ 年 月分		年 月 日	円	
年 月～ 年 月分		年 月 日	円	
累 計				

記入要領

- 1 この記録簿は、障害補償年金又は遺族補償年金の支給が決定された場合に作成し、同一事由による補償の継続する期間記入するものとする。
- 2 当該補償が障害補償年金の場合には、障害補償年金記録簿を用いるものとし、次の要領により記入すること。
 - (1) 「4 障害等級」の欄には、最初に障害補償年金の支給を決定した場合の当該障害の等級及び決定年月日を最初の欄に記入し、支給開始後障害等級に変更があった場合には変更後の障害等級及び変更決定年月日を次の欄以下に記入すること。
 - (2) 「5 支給開始年月」の欄には、当該障害の原因である傷病が治癒した月の翌月の年月を記入すること。
 - (3) 「7 障害補償年金の年額」の欄には、最初に障害補償年金の支給を決定したときの年額を最初の欄に記入し、以下の欄には年金額の決定の都度順次記入すること。
 - (4) 「8 故意の犯罪行為等による制限の有無及び制限期間」の欄には、災害補償記録簿の記入要領の8の例により記入すること。
 - (5) 「10 備考」の欄には、証書の再交付及びその事由、支給事由が消滅した場合の年月日及び事由、調査を行った場合の年月日及び結果の概要その他必要な事項を記入すること。
- 3 当該補償が遺族補償年金の場合には、遺族補償年金記録簿を用いるものとし、次の要領により記入すること。
 - (1) 「1 遺族補償年金受給資格者」の欄には、遺族補償年金を受けることができる遺族全員について、次のように記入すること。
 - ア 記入の順序は、政令第8条第3項に規定する順序によること。
 - イ 「受給権者となった年月日」の項には、その者が遺族補償年金を受ける権利を有する者となった年月日を記入すること。
 - ウ 「その事由」の項には、その者が遺族補償年金を受ける権利を有する者となった事由を記入すること。
 - エ 「備考」の欄には、その者が受給権者であるときは㊦と、受給権者と生計を同じくしているものであるときは㊧と、政令第8条第1項第4号に規定する状態にあるときは㊨と記入し、その者が権利を失ったとき又は遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなったときはその年月日及び事由を記入し、その他必要な事項を記入すること。
 - (2) 「3 遺族補償年金の年額」については、前項第3号の例により記入すること。
- 4 2号紙については、次のように記入すること。
 - (1) 「支給に係る月」の欄には、例えば平成14年3月の支払の場合には13年12月～14年2月分と記入すること。
 - (2) 「受給権者氏名」の欄には、当該補償が障害補償年金の場合には記入する必要はない。
 - (3) 「支払年月日」の欄には、支払決定を行った年月日を記入すること。
- 5 当該補償が遺族年金の場合であって、政令附則第2条第1項に規定する一時金を支給したときは、2号紙の「備考」の最初の欄に支給額及び支給年月日を記入し、「支給に係る月」及び「支払金額」の欄には、当該一時金の支給により停止されている遺族補償年金が仮に支給されていたとしたら記入すべき事項を赤字で記入すること。ただし、一時金を支給した月以後の「支払金額」の欄に記入する金額については、同条第2項の規定による計算を行った金額とする。

様式第13号（第16条関係）

（表）

大津市幼保連携型認定こども園の学校医等障害現状報告書

(宛先) 大津市長 下記のとおり障害の現状を報告します。 年 月 日				報告者の住所 氏 名	
1 年金証書の番号		第 号			
2 治癒年月日		年 月 日			
3 障害等級		第 級 号			
4 身体障害の状況					
5 日常生活の概要					
6 厚生年金 保険法等の 受給関係	当該傷病に関して支給されている年金の種類		支給されている 年金の年額		支給されること となった年月
			円		年 月
			年金証書の記号 番号		所轄年金事務所等
			第 号		
7 添付する書類 その他の資料名					

注意事項

- 1 報告者は、※印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 4の欄の記入に当たっては、最近1年間について記入すること。

(裏)

※ 医師の証明

(1) 身体障害の種類

(2) 身体障害の現状

(3) 今後の見込み

報告者の氏名

については上記のとおりであると認めます。

年

月

日

病院又は診療
所 の

{	所在地	}
	名称	
	医師氏名	

印

様式第14号（第16条関係）

大津市幼保連携型認定こども園の学校医等遺族の現状報告書

(宛先) 大津市長 下記のとおり遺族の現状を報告します。 年 月 日 報告者（代表者） 第 号 の年金証書の番号 住 所 氏 名					
1 死亡学校医等の氏名		(死亡年月日 年 月 日)			
2 受給権者及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族	氏 名	生 年 月 日	住 所	死亡学校医等との続柄	身体障害の有無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無
3 厚生年金保険法等の受給関係	当該死亡に関して支給されている年金の種類		支給されている年金の年額	支給されることとなった年月	
			円	年 月	
			年金証書の記号番号	所轄年金事務所等	
4 添付する書類その他の資料名					

注意事項

- 1 該当する□にレ印を記入すること。
- 2 受給権者が2人以上あるときであって、このうちの1人を代表者として選任し、その者が当該遺族補償年金の支給を代表して受けている場合は、当該代表者がこの報告書を提出すること。
- 3 この報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 受給権者及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の戸籍の謄本若しくは抄本又はこれに代わる市町村長又は区長の発行する証明書
 - (2) 受給権者及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族のうち、身体障害の状態にあることにより遺族補償年金を受けることができる遺族である者については、その身体障害の状態にあることを証明する医師の診断書その他の書類及び資料
 - (3) 受給権者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族については、その事実を認めることのできる書類

大津市職員被服等貸与規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第16号

大津市職員被服等貸与規則の一部を改正する規則

大津市職員被服等貸与規則（昭和55年規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「（市民病院に勤務する医療技術職員を除く。）」を削り、同表2の項中「及び市民病院に勤務する医療技術職員」を削り、同表中3の項及び4の項を削り、5の項を3の項とし、同表6の項中「工務員、用務員（保育園に勤務する者を除く。）及び衛生指導員、環境美化センター、北部クリーンセンターその他ごみ収集に従事する職員並びに衛生プラントに勤務するし尿処理に従事する職員」を「環境整備員及び用務員」に改め、同項を同表4の項とし、同表7の項を同表5の項とする。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に貸与する被服について適用し、令和6年4月1日前に貸与した被服については、なお従前の例による。

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第17号

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和54年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2号中「、同法第66条」を「又は同法第66条」に改め、「又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条の2関係）

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,263円	13,442円
20歳以上25歳未満	5,872円	13,442円
25歳以上30歳未満	6,380円	14,842円
30歳以上35歳未満	6,712円	17,619円
35歳以上40歳未満	7,078円	20,649円
40歳以上45歳未満	7,268円	21,971円
45歳以上50歳未満	7,433円	22,886円
50歳以上55歳未満	7,290円	24,916円
55歳以上60歳未満	6,975円	25,385円
60歳以上65歳未満	5,860円	21,314円
65歳以上70歳未満	4,060円	16,075円
70歳以上	4,060円	13,442円

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条の2の規定は、この規則の施行の日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

大津市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第18号

大津市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

大津市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成18年規則第134号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「、同法第66条」を「又は同法第66条」に改め、「又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第19号

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年規則第135号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「172,550円」を「177,950円」に、「77,890円」を「81,290円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「86,280円」を「88,980円」に、「38,900円」を「40,600円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の本則の表の規定は、令和6年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

訓 令

大津市訓令第1号

大津市職員の条件付採用期間評価に関する規程（平成22年訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

第6条第2項を次のように改める。

- 2 評価者は、前項の評価を行うに当たっては、次の表に定めるところによりその結果を表示する記号を同項各号の評価票に記録しなければならない。

段階	定義
A	良好 勤務実績が、職務の要求する水準に比較して優れている。
B	普通 勤務実績が、職務の要求する水準に合致する。
C	不良 勤務実績が、職務の要求する水準に比較して劣っている。

第7条第1項第1号中「、D又はE（被評価者が会計年度任用職員である場合にあっては、C）」を「C」に改める。

第10条第2号中「A、D又はE（被評価者が会計年度任用職員である場合にあっては、C）」を「C」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第 1 号（第 6 条関係）

（第 1 葉）

条件付採用期間勤務成績評価票（一般職員職員用）

職員番号		氏名		所属		
採用年月日		☐ 第 1 期評価 ☐ 第 2 期評価		評価期間 年 月 日 ～ 年 月 日		
No.	評価要素	着 眼 点	評 価 者			
			1	2	3	
1	仕事の正確さ	仕事に誤りはなかったか。 A 正確に担当業務を遂行できていた。 B 多少の誤りはあるものの、指導により改善された。 C 指導しても類似の誤りを繰り返すため、継続して指導を行う必要があった。				
2	仕事の手順	仕事振りがテキパキして迅速であったか。 A 効率のよい手順で仕事をできていた。 B 多少非効率な仕事振りであったものの、指導により改善された。 C 指導を行うも、非効率的な仕事振りについて改善されず、期限内に仕上げる事ができなかった。				
3	仕事の報告	仕事の進行や結果を的確に上司に報告できたか。 A 細かな指示がなくとも、適切な時期に必要な報告を行うことができた。 B 報告を指示したものについて、報告の遅延や報告漏れがなかった。 C 報告を指示したものについて、報告の遅延や報告漏れがあった。				
4	理解力	担当業務について理解できているか。 A 十分に理解できている。 B おおむね理解できている。 C 説明を繰り返し行っったが、理解できていない。				
5	表現力	口頭及び文書による表現が的確だったか。 A 表現が的確で、伝えたい内容がよく理解できた。 B 表現が的確でない場面があったが、指導により改善した。 C 表現が分かりづらく、相手に伝えたいことがうまく伝わらない。				
6	規律	上司の命令や定められた規則などに従ったか。 B 規則や上司の命令に従っていた。 C 規則や上司の命令に背くことがあった。				
7	出勤状況	社会通念上妥当性のある理由を欠く遅刻・早退・欠勤がなかったか（事前連絡のない遅刻・早退・欠勤を含む。）。 B 遅刻・早退・欠勤が1回もない。 C 遅刻・早退・欠勤のいずれかがあった。				
8	協調性	同僚や他の課員との間で協調性はあったか。 A 自ら積極的にコミュニケーションをとることができていた。 B 周囲とトラブルを起こすことなく、協調して仕事を行っていた。 C 周囲への気遣いが足りず、周りに迷惑をかけたりトラブルになることがあった。				
9	責任感	何事に対しても責任感が強かったか。 A 責任感があり、担当業務を一人で最後までやり遂げた。 B 自身の担当業務を周囲の職員が手助けしてくれている場面であっても、自身が主体となって最後までやり遂げた。 C 責任感に欠け、担当業務を遂行できなかったため、他職員が代わって行った。				
10	時間的観念	勤務中において時間を守る観念が身に付いていたか。 B 理由なく遅刻することはなく、時間を守ることができていた。 C 業務や会議に遅刻することがあった。				
11	接遇	市民や事業者に適切に対応できていたか。 B 市民や事業者とトラブルを起こすことがなかった。 C 言葉遣いや態度が原因で市民や事業者とトラブルを起こしたことがあった。				
12	健康	病気で休むことがなかったか（病気休暇の取得状況により判断する。）。 B 0～1 日 C 2 日以上				

(第 2 葉)

職員番号		氏名	所属	
		採用当時の状態（第 2 期 評価時においては前回評 価時）	本人に対する指摘・指導 ・研修の状況	評価時における状態
指 導 記 録	1 仕事に関する事 項			
	2 規律、態度に関 する事項			
	3 表現力、協調性 に関する事項			
特 記 事 項				
総 評	第 1 次評価者			
	第 2 次評価者			
	第 3 次評価者			

(第3葉)
勤務実績判定

職員番号	氏名	所属
------	----	----

勤務実績判定表	評価者	A	B	C	判 定	総 評
	第1次評価者				☐ 良好 ☐ 不良	☐ 良好 ☐ 不良
	第2次評価者				☐ 良好 ☐ 不良	
	第3次評価者				☐ 良好 ☐ 不良	

※Cが4つ以上であれば不良と判定する。

※総評は第3次評価者が記入する。

※不良が2人以上であれば総評は不良と記入する。

勸 告

☐ 正式に採用する。☐ 降任する。☐ 免職する。

第1次評価者	補職名		氏名		年 月 日
第2次評価者	補職名		氏名		年 月 日
第3次評価者	補職名		氏名		年 月 日
第3次評価者の 監督者確認欄	補職名		氏名		年 月 日
人事担当者	補職名		氏名		年 月 日
評価審査員	補職名		氏名		年 月 日

任命権者

☐ 正式に採用する。☐ 降任する。☐ 免職する。

備考

1 評価基準

A … 良 好 勤務実績が、職務の要求する水準に比較して優れている。

B … 普 通 勤務実績が、職務の要求する水準に合致する。

C … 不 良 勤務実績が、職務の要求する水準に比較して劣っている。

2 評価者

第1次評価者 … 係長級

第2次評価者 … 課長補佐級

第3次評価者 … 課長級

(注) なお、これによりがたい場合は評価者を2人とすることができる。

様式第2号（第6条関係）

（第1葉）

条件付採用期間勤務成績評価票（会計年度任用職員用）

職員番号		氏名	所属		
採用年月日			評価期間 年 月 日 ～ 年 月 日		
No.	評価要素	着 眼 点	評 価 者		
			1	2	3
1	仕事の正確さ	仕事に誤りはなかったか。 A 正確に担当業務を遂行できていた。 B 多少の誤りはあるものの、指導により改善された。 C 指導しても類似の誤りを繰り返すため、継続して指導を行う必要があった。			
2	仕事の手順	仕事振りがテキパキして迅速であったか。 A 効率のよい手順で仕事をできていた。 B 多少非効率な仕事振りであったものの、指導により改善された。 C 指導を行うも、非効率な仕事振りについて改善されず、期限内に仕上がることができなかった。			
3	仕事の報告	仕事の進行や結果を的確に上司に報告できたか。 A 細かな指示がなくとも、適切な時期に必要な報告を行うことができた。 B 報告を指示したものについて、報告の遅延や報告漏れがなかった。 C 報告を指示したものについて、報告の遅延や報告漏れがあった。			
4	理解力	担当業務について理解できているか。 A 十分に理解できている。 B おおむね理解できている。 C 説明を繰り返し行っただが、理解できていない。			
5	表現力	口頭及び文書による表現が的確だったか。 A 表現が的確で、伝えたい内容がよく理解できた。 B 表現が的確でない場面があったが、指導により改善した。 C 表現が分かりづらく、相手に伝えたいことがうまく伝わらない。			
6	規律	上司の命令や定められた規則などに従ったか。 B 規則や上司の命令に従っていた。 C 規則や上司の命令に背くことがあった。			
7	出勤状況	社会通念上妥当性のある理由を欠く遅刻・早退・欠勤がなかったか（事前連絡のない遅刻・早退・欠勤を含む。）。 B 遅刻・早退・欠勤が1回もない。 C 遅刻・早退・欠勤のいずれかがあった。			
8	協調性	同僚や他の課員との間で協調性はあったか。 A 自ら積極的にコミュニケーションをとることができていた。 B 周囲とトラブルを起こすことなく、協調して仕事を行っていた。 C 周囲への気遣いが足りず、周りに迷惑をかけたりトラブルになることがあった。			
9	責任感	何事に対しても責任感が強かったか。 A 責任感があり、担当業務を一人で最後までやり遂げた。 B 自身の担当業務を周囲の職員が手助けしてくれている場面であっても、自身が主体となって最後までやり遂げた。 C 責任感に欠け、担当業務を遂行できなかったため、他職員が代わって行った。			
10	時間的観念	勤務中において時間を守る観念が身に付いていたか。 B 理由なく遅刻することはなく、時間を守ることができていた。 C 業務や会議に遅刻することがあった。			
11	接遇	市民や事業者に適切に対応できていたか。 B 市民や事業者とトラブルを起こすことがなかった。 C 言葉遣いや態度が原因で市民や事業者とトラブルを起こしたことがあった。			
12	健康	病気で休むことがなかったか（病気休暇の取得状況により判断する。）。 B 0～1日 C 2日以上			

(第 2 葉)

職員番号		氏名	所属	
		改善が必要な行動	本人に対する指摘・指導 ・研修の状況	評価時における状態
指導 記録	1 仕事に関する事項			
	2 規律、態度に関する事項			
	3 表現力、協調性に関する事項			
特記事項				
総 評	第 1 次評価者			
	第 2 次評価者			
	第 3 次評価者			

(第3葉)
勤務実績判定

職員番号	氏名	所属
------	----	----

勤務実績判定表	評価者	A	B	C	判 定	総 評
	第1次評価者				☐ 良好 ☐ 不良	☐ 良好 ☐ 不良
	第2次評価者				☐ 良好 ☐ 不良	
	第3次評価者				☐ 良好 ☐ 不良	
※Cが4つ以上であれば不良と判定する。 ※総評は第3次評価者が記入する。 ※不良が2人以上であれば総評は不良と記入する。				勸 告	☐ 正式に採用する。 ☐ 免職する。	

第1次評価者	補職名		氏名		年 月 日
第2次評価者	補職名		氏名		年 月 日
第3次評価者	補職名		氏名		年 月 日
				任命権者	☐ 正式に採用する。 ☐ 免職する。

備考

1 評価基準

- A … 良 好 勤務実績が、職務の要求する水準に比較して優れている。
 B … 普 通 勤務実績が、職務の要求する水準に合致する。
 C … 不 良 勤務実績が、職務の要求する水準に比較して劣っている。

2 評価者

- 第1次評価者 … 係長級
 第2次評価者 … 課長補佐級
 第3次評価者 … 課長級

(注) なお、これによりがたい場合は評価者を2人とすることができる。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。